

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係省令・告示の改正案について(概要)

1. 背景

建築士法の一部を改正する法律(平成30年法律第93号。以下「改正法」という。)の施行等に伴い、関係する省令・告示について、所要の改正を行う。

2. 概要

- (1) 建築士免許登録及び建築士試験に係る手続きの必要書類の見直し関係(建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第1条の4及び第15条、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成20年国土交通省令第37号)第53条等) 省令
- 一級建築士免許の申請に必要な書式を見直すとともに、添付書類として、以下の書類を追加する。
- ・国土交通大臣又は中央指定試験機関が交付した一級建築士試験に合格したことを証する書類
 - ・学歴等を証する書類
 - ・建築に関する実務の経歴を記載・証明した書類
- 一級建築士試験の申込みに必要な書類に添付する写真のサイズについて、現在広く使用されているサイズ(縦4.5cm、横3.5cm)に改める。
- 中央指定試験機関が一級建築士試験事務を実施したときに国土交通大臣に提出する報告書の添付書類として、一級建築士試験申込時に提出される受験申込書及び学歴等を証する書類を追加する。
- (2) 免許の取消しの公告の方法の見直し関係(建築士法施行規則第6条の2) 省令
- 建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づき国土交通大臣が行う一級建築士免許の取消しの公告は、官報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。
- (3) 建築士資格に係る実務経験の見直し関係(建築士法施行規則第10条、平成20年国土交通省告示第1033号) 省令・告示
- 建築士免許の要件となる建築実務の経験の対象となる実務として、建築物の調査又は評価に関する実務等を追加する。
- (4) 建築士試験における学科試験の免除期間の見直し関係(建築士法施行規則第12条) 省令

一級建築士試験の学科の試験を合格した者について、学科の試験に合格した一級建築士試験に引き続いて行われる4回の一級建築士試験のうち2回（学科の試験に合格した一級建築士試験の設計製図の試験を欠席した場合は3回）の一級建築士試験について、学科の試験を免除するよう見直す。

学科の試験の免除を受ける場合の事前申請を不要とする。

(5) 建築士事務所に保存する図書の見直し関係（建築士法施行規則第21条） 省令・告示

建築士事務所の業務として設計や工事監理を行うことで作成された、建築物に係る設計図書及び工事監理報告書については、全ての建築物について、設計図書（配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書）及び工事監理報告書を保存しなければならないよう見直す。

また、行った設計が建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項第4号に掲げる建築物（同号イに掲げる基準に適合するものに限る。）の設計である場合は、構造計算書に代わり、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第2項第1号イ及び八、同条第4項並びに第47条第1項その他国土交通大臣が定める規定に適合することを確認できる図書を保存することとする。

(6) 一級建築士免許の登録要件の見直し（法第4条第2項関係）（新設） 告示

一級建築士免許の要件のうち学歴要件について、改正前の建築士法に基づく一級建築士試験の受験資格における学歴要件と同じ水準に定める。（法第4条第2項第1号から第3号まで関係）

国土交通大臣が法第4条第2項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者について、改正前の建築士法第14条第5号に基づき国土交通大臣が同条第1号から第4号までと同等以上の知識及び技能を有すると認める者と同じ水準に定める。（法第4条第2項第5号関係）

(7) 二級建築士免許及び木造建築士免許の登録要件の見直し（法第4条第4項第1号及び第2号関係）（新設） 告示

二級建築士免許及び木造建築士免許の要件のうち学歴要件について、改正前の建築士法に基づく二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格における学歴要件と同じ水準に定める。

(8) 一級建築士試験の受験資格の見直し（法第14条第1号及び第3号関係）（新設） 告示

一級建築士試験の受験資格のうち法第14条第1号及び第3号に係る受験資格について、改正前の建築士法第14条第3号に定める学歴要件（高等専門学校等卒業者等相当）と同水準である、国土交通大臣の指定する建築に関する科目の履修40単位等に定める。

(9) 二級建築士試験及び木造建築士免許の受験資格の見直し（法第15条第1号関係）（新設） 告示

二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格のうち法第 15 条第 1 号の者に係る受験資格について、改正前の建築士法第 15 条第 2 号に定める学歴要件（高等学校等卒業者相当）と同水準である、国土交通大臣の指定する建築に関する科目の履修 20 単位に定める。

(10) その他

その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布 令和元年 9 月上旬

施行 改正法の施行の日